公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月29日

鳥取県人事委員会委員長　髙　　橋　　敬　　一

鳥取県人事委員会規則第24号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr>
<td>
別表（第２条関係）
１～13　略
14　日野町
<table>
<tr><th>機　　関</th><th>職</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>町長部局</td><td>課長　会計管理者　課長補佐（総務課に所属するものに限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
15～28　略
備考
1　この表中「課長補佐（総務課に所属するものに限る。）」、「課長補佐（総務課又は財務課に所属するものに限る。）」又は「課長補佐（総務課又は企画財政課に所属するものに限る。）」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。
２及び３　略
</td>
<td>
別表（第２条関係）
１～13　略
14　日野町
<table>
<tr><th>機　　関</th><th>職</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>町長部局</td><td>課長　課長補佐（総務企画課に所属するものに限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
15～28　略
備考
1　この表中「課長補佐（総務課に所属するものに限る。）」、「課長補佐（総務課又は財務課に所属するものに限る。）」、「課長補佐（総務課又は企画財政課に所属するものに限る。）」又は「課長補佐（総務企画課に所属するものに限る。）」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。
２及び３　略
</td>
</tr>
</table>

附　則

この規則は、公布の日から施行する。